

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

Africa Finance Corporation（証券コード：ー）

【据置】

長期発行体格付
格付の見通し

A +
安定的

■格付事由

- (1) Africa Finance Corporation（AFC）は、アフリカ諸国のインフラ投資を推進するため、アフリカ諸国の政府と金融機関、機関投資家などによって設立された国際開発銀行（MDB）。国際機関としての信頼性と地域やプロジェクトへの深い理解をベースに業務を推進し、逐次の新株発行並びにインフラプロジェクトへの投融資からの利益のかんりの部分を留保することによって資本の充実を図る、特色のある MDB として運営されている。格付は、加盟国および出資者からの強い支援、優先債権者としての地位（PCS）の享受、保守的な財務方針、高い収益性を背景とする相応の資本の厚みなどを評価している。他方、融資先は比較的风险の属性が高くかつ民間融資の構成比が高いこと、株主の信用力は総じて高くなくかつ特定の株主への集中度が高いことなどに制約されている。25 年にはタンザニア、中央アフリカ、赤道ギニアとセーシェルの 4 カ国が新規加盟して加盟国は 48 カ国に増加したほか、民間株主からの出資払込みも進展し資本の増強が実現、それをベースとして投融資の規模を拡大させた。以上を踏まえ、格付を据え置き、見通しを安定的とした。AFC は現行 5 カ年計画に基づいて投融資を拡充するため、自己資本を増強することを財務戦略の中核と位置付けている。そのために取り組んでいる域内の株主からの出資払込み、請求払資本の拡充、高格付の域外投資家の出資参加の拡大についての協議の進展に注目してゆく。
- (2) アフリカのインフラ整備で果たしている主導的な役割に照らして、加盟国および出資者からの強い支援が期待できる。設立協定は、アフリカの政府、金融機関および民間投資家に加え、国際投資家が資本金の 24% の範囲内で株式保有資格を有すると規定する。25 年末の株主構成は、アフリカの政府 58.8%、金融機関 35.0%、民間年金基金 1.1%、域外政府 2.7%、国際機関 2.1%、その他 0.3%と、金融機関を中心に民間の資本の取り込みにも成功している。他方、25 年末の加盟国は前年末から 4 カ国増えて 48 カ国となりアフリカ諸国の 9 割に相当する国が参加しているものの、域内の政府・関係機関の株主数は 25 年末で 22 に留まる。出資者もナイジェリア国籍への集中がみられ、中央銀行の 39.1%を筆頭に同国の金融機関等を含めた出資シェアは昨年より若干低下したものの依然 7 割を超える。AFC は将来の増資に寄与できる内外の投資家との関係強化を推進しており、域内加盟国の拡大とソブリン出資の増強に加えて、域内投資家の新規出資、既往の出資者からの増資、域外の投資家の新規出資、ソブリン出資者の請求払資本の増加など資本の質を向上する措置の実現に取り組んでいる。将来継続的な増資に応じることができ信用度の高い国際投資家の出資参加の拡大や、これまで限定的であった請求払資本の拡充に向けた協議の進捗を見極め、格付に織り込んでゆく。
- (3) 電力、輸送・物流、天然資源（エネルギー資源や金属・鉱業）、通信、技術・重工業の 5 つを支援の優先分野と位置づけ、開発融資、プロジェクト融資・貿易信用、出資、技術・財務面のアドバイザーサービスを提供する。25 年末の投融資残高総額は 98 億米ドルで、資本の拡充策に支えられて 25 年は投融資残高が前年比 19.6%増と大きく伸びた。25 年末の投融資残高の内訳はプロジェクト融資・貿易信用が 60.7%、銀行向け短期融資が 25.6%、出資が 13.7%である。進行中の 5 カ年計画（2024-28 年）において投融資対象分野を見直し、再生可能エネルギー開発、グリーンテクノロジーに不可欠な鉱物資源開発、運輸と物流の統合によるサプライチェーンの構築などへの融資が重点分野と位置付けられている。

- (4) 融資先はアフリカ諸国向けであり総じて信用力は低い。融資の7割は民間向けであり、担保設定や保険の利用や、PCS 及び外貨不足時に民間部門の外貨調達を促進する加盟国政府との強固な関係などにより、リスクを抑制している。効果的な案件審査と慎重なリスク管理も奏功し、ネットのNPL比率はターゲットの3%を下回って近年推移しており、25 年末時点で 0.6%と低位にある。一定水準の与信コストは発生するものの、これを十分に吸収可能な引当前利益を確保している。足元の資産の質に特段の懸念はみられないものの、商品市況の変動などの外的ショックに脆弱な融資対象国も少なくない。地政学リスクの一層の高まりなどにより資産の質が悪化することがないか注視していく。

(担当) 杉浦 輝一・増田 篤

■格付対象

発行体：Africa Finance Corporation

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A+	安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2026年7月15日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一
主任格付アナリスト：杉浦 輝一
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「国際開発金融機関の信用格付方法」（2013年3月29日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） Africa Finance Corporation
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル